合図乱用は禁止

道路交通法が改正

道路交通法が改正され、十二月から施行されています。

今回の改正は、交通ルールに関する規定を全面的に整備するほか歩行者の安全のための規定を設けるなど、必要な規定の整備が行なわれました。

おもな改正点は、つぎのとおりです。

○急ブレーキの禁止

「故意に防止するため、やむを得ない場合を除いて、急に停止したり急にスピードダウンするような急ブレーキは禁止」ということになりました。

○合図の乱用禁止

合図の乱用をする車がかえって事故の原因になるときにはその交差点に入ってはいけない」ことになりました。

○路線バスの優先

路線バスの優先通行帯を走る一般の車は、バスが後方から近づいてきたときには進路をゆずることが義務づけられ、また混雑していてバスに道がゆずれないときは、優先通行帯を走ってはいけないことになりました。

○スラロームの禁止

道路通行車線をつぎつぎにかえながら走る、スラローム運転が禁止されました。

○上向きのライト

「光りの暴力」をなくすため「他の車両などの直後を進行する場合、交通の妨げとなる恐れのあるときは灯火を消し、灯火の光度を減ずるなどの操作をしなければならない」という規定が設けられました。

○駐停車の禁止の場所

「横断歩道の前後の縁端からそれぞれ前後に五メートル以内の場分」に規定の幅がひろげられました。

○青信号でも進入禁止

「交差点内に入った場合、その交差点内で停止して交差道路の車の通行妨害になるときは、ため、「行為をともなわない合図をしてはならない」と、新たに規定を設けました。

○パーキングメーター

駐車対策の推進策として、駐車禁止の場所を一定時間が存駐車時間を認めようと、パーキングメーターの設置を認めました。

○ベルトを義務づけ

こんど新しく「高速道路、自動車専用道路を走るとき」にはベルトをすることが義務づけられました。

○歩行者の保護

横断歩道で、前方を横断しようとする歩行者のないことが明らかな場合を除いて「徐行」しなければなりません。左側であれ右側であれ横断しようとする歩行者があるときには、横断歩道の手前で一時停止して通行を妨げないようにしなければならなくなりました。

また、横断歩道の手前で止まっている車がある場合、その側方を通る車にも「一時停止」が義務づけられました。

以上おもな改正点ですが、自動車を運転する人も、歩行者の人も、おたがいにゆずりあう心で、交通事故防止に努めましょう。

飲食運転はやめよう

飲酒運転追放運動

飲酒運転追放運動が12月10日から来年1月15日までの間いっせいに繰り広げられています。

この運動は、年末年始の飲酒運転防止と絶滅を図ることにしています。

飲酒運転による死亡事故は、昭和45年中で全体の8パーセントにのぼっています。

毎年この時期になりますと、お酒を飲む機会が多くなります。お酒を飲んで運転する人は、「この程度の酔いなら事故を起こさない自信がある」と思っていても、運転を始めたときは、そんなに酔っていない場合でも、運転中に車内の温度や車の振動のために酔いがまわることが多いものです。

このように、「だいじょうぶ」と思っていても、決して「だいじょうぶでない」ことを統計上、明確に示しています。

お酒を飲むと、量の多少にかかわらずアルコールの影響で知覚能力、判断力が減退し、運動神経が鈍くなります。それにもかかわらず、心理的には逆に大胆になって高速運転などの無謀運転をしがちです。これでは、事故の起こるのが当然です。

「一ぱいだけ」と思って飲む人は、必ず「もう一ぱいだけ」になり、直ちに重大事故につながる酒酔い運転は、絶対に行なってはなりません。

自動車の運転は、かみそりを使う床屋さん、手術のメスをふるう医師などと同じように、人の生命身体に危険を与えるおそれのある仕事です。

運転者は、「酒を飲んだら絶対に運転しない」という強い意思と習慣を身につけなければなりません。そこで、つぎのことを絶対に守ってください。

- 飲酒することが予想されるときは、不便でも車を置いて出かける。
- 車を運転するときは、酒の席には顔を出さない。
- 車を運転するときは、たとえ一ぱいでも絶対に飲まない。
- もし飲んだときは、車を置いて帰る。

増改築工事進む

向陽小・第三向陽小の校舎

（増築している第三向陽小学校）

教育施設を充実するため、町では現在学校施設の整備を進めています。

今年度は、向陽小学校と第三向陽小学校の増改築工事が急ピッチで進められています。

向陽小学校では、第二校舎木造平屋建てが老朽化し、また人口増による教室不足が生じているため増改築が行なわれているもので、すでに七月から工事を進めています。

新しい校舎は、雨天体操場はか三教室を撤去して、鉄筋コンクリート造り三階建て六教室ほかとなっています。

事業費は五千二百五十万円で来年三月までに完成の予定です。

また、第三向陽小学校では、昨年度に引き続いての継続事業分として、鉄筋コンクリート造り三階建て八教室と管理室の増築工事を七月から進めています。

事業費は六千九百五十万円で、来年三月末に完成の予定です。

町では、授業整備を毎年進め、教育施設の整備に努めています。

工業統計調査を実施

ご協力お願いします

通商産業省では、毎年十二月三十一日現在で、工業統計調査を実施しますから、ご協力お願いします。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査で、わが国の製造業に属するすべての事業所をもれなく調査する、いわば製造業に関する国勢調査ともいうべきものです。

製造事業所および本社・支店について生産のために使用された年産額および生産活動の成果などについて調査し、製造業の実態を構造的に把握することを目的としています。

調査にあたっては、都道府県知事によって任命された調査員が事業所にうかがい、工業調査票の記入をお願いしますから、調査事項を記入のうえ、明日までに調査員に提出されるようお願いします。

みなさんから提出された調査票は、統計法によってその秘密は厳守され、統計目的以外、たとえば税金徴収の算定資料など申告者に不利益となるようなことには一切使用しませんから、正確にご報告くださるようお願いします。

この調査の結果は、公表され、経済分析や国および地方公共団体の産業振興、地域開発など各種の行政施策の基礎資料として、また民間企業の経営の指針、市場調査資料として、広く利用されます。

創立二十周年を祝う

社会福祉大会開かれる

十二月六日午前十時から向日町会館で、向日町社会福祉協議会創立二十周年記念大会が開かれました。

式典には、中山町長、渡辺利一郎福祉協議会長はじめ、来賓ら多数参加し、進められた。

社会福祉協議会が発足し、ことし二十年を迎えたのをみなさんの寄付や祝辞のあと、社会福祉に功績のあった人たちに感謝状を贈呈し引き続いて記念講演がありました。

午後からは、バス二台に乗り、亀岡市の重症心身障害施設「ひかり学園」の見学に向かいました。

向日町社会福祉協議会は昭和二十六年発足し、三年前法人となり社会福祉事業を推し進めています

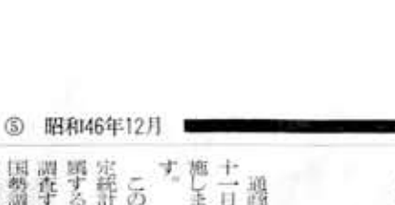

（式典のもよう）

町を美しく

ごみ収集にご協力を

ごみ・し尿くみとりの年末・年始の収集は、つぎのとおりですからおまちがいのないようにしてください。

◎ごみ・ガラ収集
（年末　12月31日（金）まで平常どおり収集
（年始　1月5日（水）より平常どおり収集

◎し尿くみとり
（年末　12月30日（木）まで
（年始　1月6日（木）から平常どおり

なお、年末・年始は1、2日早くなる区域もありますからご了承ください。